

草野建設 株式会社

次世代育成支援対策推進法・女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

当社は、全ての社員がその能力を十分に発揮し、働きやすい職場環境を整えるため、「次世代育成支援対策推進法」及び「女性活躍推進法」に基づき、「一般事業主行動計画」を策定し、日々取り組めます。

1. 計画期間： 令和4年11月1日～令和9年10月31日までの 5年間

2. 現状：

- ①女性社員割合は15%であるが、女性管理職は0名である。
- ②業界や当社の魅力が発信できていない為、女性含め応募者が少ない。
- ③女性技術者が0名であり、今後女性技術者を増やし、管理職への登用の布石とする。

3. 内容：

■次世代育成支援対策推進法

目標1：所定外労働を削減するため、ノー残業デーを設定、実施する。

<対策>

令和4年11月～ 現状分析を行い、対象者の取得状況を把握する
ノー残業デー（毎週水曜日）を設定し実行する

令和5年11月～ 社内掲示板、メール等による社員への周知徹底を行う

令和6年11月～ 実績の検証及び諸制度の改訂を行う

令和7年11月～ 改定後制度の周知及び取得の促進を図る

令和8年11月～ 検証し、取得促進の対策を策定実施するとともに
ノー残業デーを週2回に拡充し家庭生活の充実を図る

■女性活躍推進法

目標2：技術職の女性社員を期間中に1名増員する。(現在0名)

<対策>

- 令和4年11月～ 新規の女性技術職採用を進めるため、課題を分析し、解決策について検討する
- 令和5年11月～ 近隣学校の就職部や求人ブース出展時に説明する資料等の作成を行い、企業紹介、募集案内、仕事内容、生涯賃金、資格取得支援等の情報発信内容を見直す
- 令和6年11月～ 女性にとって生涯働きやすい環境整備を行い、育児との両立を支援するため、育児関連制度の随時見直しを行い社内に周知する
- 令和7年11月～ 女性社員に対するキャリアアップに向けた研修内容を見直す
- 令和8年11月～ 女子学生の応募を増やすため、インターンシップや就職説明会、ホームページ等の見直し改定を行い、積極的な広報活動を行う